

第 23 回 池田町行財政改革推進委員会 議事録

日時：令和 4 年 6 月 29 日

午後 1 時 30 分～5 時 40 分

ZOOM によるオンライン会議

出席者（敬称略）

○委員 9 名：（名簿掲載順）

和澤忠志、宮嶋將晴、山沖義和、丸山史子、瀧澤洋子、村端浩、山崎正治、赤田伊佐雄、辻庄市

○事務局（総務課） 2 名：

宮澤達（課長）、塩原長（企画係長）

○関係課 1 名：

丸山佳男（農政係長）

（司会：宮澤達）

1. 開会（丸山副会長）

2. 会長あいさつ（山沖会長）

前回の委員会では、町長から 3 回の答申についての考えを聞かせて頂いた。町として少しは検討を始めた面も見られるが、一方で、委員からは十分な内容とは思えないとの厳しい意見も出ていた。

それを受けて、宮嶋委員からメールで「町の対応は余りにもひどい」という趣旨の問題の投げかけがあった。そうは言っても、ここで審議を止める訳にはいかないし、またいい加減の審議をするわけにもいかない。

これまで、相当時間を掛けてきている。今後は出来るだけ審議の速度を速めて、期限の来年 3 月末までには全て終わるようにしたいので、ご協力をお願いしたい。

3. 第 10 回第 3 部会報告

事務局（塩原係長）

6 月 24 日（金）、午後 3 時 30 分から、オンラインにて開催

<「次第」に記載の通り説明>

4. 協議

(1) 諮問事項 2「公共施設の管理運営の改善に関すること」について

山沖会長

これまで、美術館については答申を出し、小学校、保育園についても一応は議論を終えた。現在のところ、ハーブガーデンを巡って不透明な部分が残っているし、使用料について説明

を受けていない。そこで、今日は、特に公共施設の管理運営についての意見を聴取したい。

これらについての意見を聞くとしても、最終的にはアンケートを出して頂いて、皆さんの意見をまとめていきたいと思っている。

ただ、総務部会でも、今回のアンケートは答えにくいという話も出ていた。アンケート自体はそれほど詳しくはないが、これまでどんな議論があったのかをおさらいする形にしたために詳しくなっているところがある。出来るだけ分かり易くという意見を踏まえて私なりの整理をしたつもりだが、皆さんの意見を聞きたい。

では、まず、追加で出ている資料について説明を受けたい。

丸山係長

<管理委託業者等への「使用許可書」について、別紙に基づいて説明>

山沖会長

以上の説明について、皆さんから質問や意見があればどうぞ。

村端委員

使用許可という言葉を使おうが、実際にやっているのは、借りた土地をまた貸すという又貸しと同じではないか。そのような整理の仕方があるのかどうかを聞きたい。

使用許可書についても、部外秘という扱いをすとの説明が事前にメールであったが、これはどのような意味なのか。

丸山係長

貸付は私法上の権利が発生するもの。使用許可は当初の許可期限を更新しないことができるが、貸付ではそうはいかない場合がある。

使用許可書の公表は、個人情報に関する部分を黒塗りにしたものであれば公表可能。

塩原係長

行革委員の皆さんは公表を求めているということでよいか。そうであれば、黒塗りにした上で公表したい。

村端委員

個人情報と言うが、町が誰と契約しているのか、どのような業者なのかは、すでに公表されている。経営者個人の住所のようなものであれば個人情報であって黒塗りでよいが、誰が代表者であるかはすでに個人情報ではなく、その程度であれば別に公表しても構わないと思う。

山沖会長

委員会自体は公開されているので、資料についてはできるだけホームページに載せてもらうようにしてきた。個人情報保護の観点から公表できないという箇所があれば、そこは黒塗りでもよいので、我々が検討の材料にした部分については公表していただいていた方がよい。

宮嶋委員

契約書の提出がなかなか無かったが、令和3年は賃貸者契約だった。令和4年から財産使用許可書が出てきた。担当者変わったら扱いが変わり、驚いた。担当が変わると書類も変わるのか、まったく情けない話。村端委員が言われた通り、扱いが変わっても実態は同じ事。30数年来町民の共有の財産でハーブ園をやってきたものを、一団体に使用許可を出してしまうというところに大きな問題点がある。30数年前に町がハーブ園をやる為に地権者から借りた。耕作してきたそれを町が貸してしまったことは、農地法違反だ。農地法は、借りたものが耕作し、使用するのが原則。これが崩れると農地法はばらばらになってしまう。行政自らやっていることになると町民は理解できない。今までどおり町民の共有の財産にしていきたい。

もう一点は、地方自治法238条の4をもちだしたが、行政財産である公共施設は町民の共有の財産だから、しかも一部を使って営利事業をやっている、店舗を営んでいる、行政が加担している、明らかに238条の4に違反している。財産を一時的に使用するときには、使用許可という制度はあるが、今回は何年もつづけているわけである。2か月3か月の短期ならそういう制度もあると思うが、そういう施設でない。条例に位置付けた公共施設である。特定の団体に貸し付けて、しかも営利事業をしている、これを町が認めている。町民にとって納得のいかないやり方である。ですからこれを改善するために、指定管理制度がある。委託といっても町民にとって、どうしてその団体を選定したのかわからない。指定管理にすると議会議決になるので町民に分かる。独自事業も展開できる。指定管理制度でやるべきと思う。令和2年前までは指定管理制度でやっていたのに、町は直営にするとしたが実態は直営ではないではないか。公共施設は申請を出せばだれでも使用許可が出るものではない。

民間に公共施設の管理、独自事業をやらせるには、指定管理制度しかない。町は私たちの言っていることを真摯に受けて、いけないことは直せばいいのではないか。あーでもないこうでもないと言ってすり抜けようとする答弁は見苦しい。町民からも問題点は言われている。今度このように改善すると討論をしていただきたい。前の担当者は、委託契約と賃貸者契約で問題ないとしてきた。丸山係長になったら財産の使用許可にして、何とかすり抜けようとしている。町民から見たらやっていることが見苦しい。今度は、こうすると前向きに方向性を出していただきたい。

丸山係長

農地法の解釈は、町が違反しているのであれば根拠を示して間違いのない情報で御指摘いただきたい。

行政財産の目的外使用許可について、例えば、本来の目的を阻害しない場合や本来の目的の効果を高める場合の許可は可能。万人が申請すれば目的外使用の許可となるわけではない。

令和4年度から使用許可としたのは、お金を払って借用している土地を貸し付けるのはおかしいと判断して改善したため。

宮嶋委員

町民から見ると温室で店舗を営んでいるが、どうしてその団体を認めたのかの疑問が出る。指定管理でやると町民の代表の議会で、議決をするから町民は分かる。わたしは、今やっている人たちが悪いと言っているのではない。町のやり方が悪いと言っている。営業行為をやって利益を得ているのに、行政財産使用許可程度で処理していることが疑問になる。公共施設を軽く扱っては町民としては納得がいかない。指定管理制度でやればクリアーになり町民も納得する。なんでグレーな違法に近いことでやっているのか私は納得がいかない。

山沖会長

なぜ農地法に違反していないといえるのか整理したい。

丸山係長

農地法第3条第1項で農地又は採草放牧地について、所有、使用貸借、賃貸借などの権利の移転等に農業委員会の許可を受けなければならないと定められている。その例外として、同条同項第11号に「土地収用法その他の法律によって農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合」とあり、おそらくここに該当するので、当時、町が農業委員会の許可なく農地を借りることができたのではないかととらえている。

同条第2項で、前項の許可ができない事柄について定めており、同条第2項第6号に「農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合」とあるが、町は「耕作又は養畜の事業を行う者」ではないので、この又貸しなどを許可しない部分にもあたらない。

山沖会長

まず、農地を町が借りることについてはどうか。

丸山係長

公共施設として利用する土地なので、許可が不要だったのではないかととらえている。

山沖会長

次に町が借りている農地を貸し付けることについてはどうか。

丸山係長

耕作又は養畜の事業を行う者はダメだとなっているが、そもそも町は耕作又は養畜の事業を行うために借用しているわけではないので、この部分にもあたらないと理解している。

山沖会長

ハーブの部分はどうなのか。

丸山係長

耕作しているわけではない。町は耕作者にはなりえない。

宮嶋委員

なぜ町がハーブ園を始めたかですが、30数年前の記憶を思うと。町民はハーブというものをわからなかったので、ハーブ見本園を町が作って町民に見せなきゃいけないということでハーブ園が出来た。町は耕作しないと丸山係長は言われたが、例で田んぼ借りて耕作しないと荒れてしまう。基本的に町は農地を持ってないが、見本園で町がやる場合には、借りられる、合法であるということで作ったと記憶しています。ですから町が借りて耕作しないとすることはない。30数年やってきた。ハーブを作ることだって耕作。ラベンダーを作って今に至っている。

町が地権者からハーブを耕作することで借りたもの。2, 3年前から町から団体に貸したと地権者に報告してあるのか。そのこと自体が行政に対する不信がある。地権者が聞けば驚く。そんなことなら返してくれの人もいるでしょう。

山沖会長

国の場合、行政財産の使用許可について、財務省から行政財産の貸付け又は使用許可する場合の取扱基準の通達が出ている。これによると、行政財産の使用許可や収益の許可はできるとなっているし、行政の事務の遂行や管理上支障を生じる恐れがない場合は許可できるとなっている。気になるのは、今回の財産は、そもそも行政財産にしなければいけない理由はあるのか。昔はハーブが珍しく、普及のために必要だったが、今は全国にも広がってきて珍しくないの、普通に貸してもいいのではないのか。国の取扱基準にも行政財産を見直して、普通財産として売却など利活用を十分に検討するようにとある。

丸山係長

当時の文書を確認すると、目的は、花のハーブの畑、お花畑とあり、市町村が耕作するこ

とはありえないと考えている。見本園として整備するために、借りて今に至っている。

行政財産の関係は、現在、ラベンダーが植わっていて、お花畑の機能を有し、行政財産の一部となっている。行政財産としての必要性を整理して、必要がないと判断されれば、その部分は削ることはあり得る。

山沖会長

管理業務受託業者の店舗の運営はどのような扱いになるのか。

丸山係長

行政財産の目的外使用にあたる。店舗の利用者がハーブガーデンに訪れるなど相乗効果が生まれ、許可の対象となるプラスの要因になっている。

宮嶋委員

いずれにしても問題点が多いので、町民に分かりやすく整理してもらいたい。

ハーブも30数年経ちもう町民に理解されてきているとするなら、行政財産から普通財産に変えて、公共施設の条例の廃止を議会議決して、民間に貸し出すことはできる。でも町民が納得するかは疑問。福祉会館が一つの例。どうしてもハーブ園関係を個人に貸し付けてやりたいのであれば、条例等法体系をクリアーして実施すべき。今の状況だと非常にグレー。次の議題に進めて欲しい。

山沖会長

管理業務委託と指定管理が混在しているので、統一した方がすっきりする。

赤田委員

農地法の趣旨から逸れていると思う。使用許可も続けば賃貸借と変わらない。町で一度白黒つけたほうがよい。行政財産の使用許可は町長が決めるのか。使用料についてはどう決まるのか。

丸山係長

指定管理の施設を除き、町の行政財産の使用は町長が許可する。使用料はベースになる金額がある。事業開始間もないところなど、町長の権限で、状況に応じて減免をしている。

村端委員

2点について発言したい。

1点目。ハーブセンターの東側については、これまで一貫して、町はどのような場所にしたのかははっきり出来なかったことが最大の問題だ。そのため、「花とハーブ」と言いなが

ら、町民からは「花とハーブはどこにあるのか」と言われる状態を作ってきた。これを解決しない限り、指定管理にしようが業務委託にしようが根本的な解決にはならない。

当面は、全体を指定管理制度にしてきちんと運営することが必要だが。その先の問題としては何らかの検討機関を作って町民の意見も聞きながら解決の見通しを立てるべきだ。

それが出来ないようなら、普通財産にして、借りているところは返し、「花とハーブの拠点」という名称も返上した方がよい。そうした方がよいと言っているのではなく、町民が憩える場にしてほしいということだ。

2点目。今回のオンラインの会議では役場での発言が聞き取りにくい。議事録の文字起こしの立場から言えば、これでは文字起こしは出来ない。ここまでのところは役場の責任で原案を作成してもらいたい。

塩原係長

役場での発言は、こちらに録音がある。文字起こしソフトも使えている。

村端委員

録音の問題でない。こちらでも録音している。オンラインでの文字起こしソフトは役に立たない。

塩原係長

こちらはオンラインではなく、生で録音している。

村端委員

そちらで文字起こししたものを届けてほしい。

山沖会長

ここまでは、町の方で文字起こしをしていただきたい。

辻委員

法律的なことだが、民法第612条には「借借人は、賃貸人の承諾を得なければ、・・・転貸することができない」という規定がある。第三者に転貸するに際しては、当然賃貸人の承諾を取っているはずだ。取っていなければ法律違反になるので、その点を確認しておいてほしい。

山沖会長

次に、使用料の資料が出ているので、説明をお願いしたい。

塩原係長

＜使用料についての資料に基づいて説明＞

なお、前回からの宿題についてだが、美術館運営協議会の議事録は7月末までに提出できる。また、教育委員会の議事録は決裁段階なので、明日にはホームページに掲載する。

また、町が借りている土地について、他に又貸ししている場所はない。

山沖会長

町の職員駐車場については、職員は無料なのか。

塩原係長

その通りだ。

山沖会長

信州大学の場合、駐車場を借りると料金を負担することになっている。町では周辺の1キロ程度の範囲で駐車する場所はあるのか。

塩原係長

全員が駐車できるスペースはないと思う。今のところ、職員が他の駐車場を借りるという意識にはなっていない。

山沖会長

信州大学では、2キロ以内の通勤者は大学に駐車することができない。そのような規定もないのか。

塩原係長

近い人には通勤手当が出ないというだけで、規定は特にない。

宮嶋委員

現在、職員駐車場では、121万円払って約40台が利用している。財政状況が厳しい状況にあるわけだから、利用料をもらうとか、交流センターの無料駐車場に振り分けて駐車場を返すとかの施策が必要ではないのか。

山沖会長

役場の前の芝生になっているところを駐車場にしようという発想が、当時はなかったのか。

塩原係長

そのような発想はなかった。社総交の計画時に、交付金がらみの整備計画が立てられたことも関係しているのではないか。

山崎委員

現在、財政がこのような状況なので、どうしても無料で駐めたいのであれば、交流センター近くに駐めることもできる。近くに駐車したいということならば、代金を払ってもらい、町が121万円という支出をしなくてもいいようにするなど、町民に対して配慮をするべきだ。行政自らが、そのような姿勢を示す必要がある。

<休憩>

山沖会長

このアンケート案は、論点を整理した形で作成したが、これでよいかどうか、皆さんの意見を伺いたい。

意見がまとまれば、早急にアンケート用紙を送付し、7月8日（金）までに提出願いたいと考えている。

< 以下、アンケート案について、記述に沿って説明 >

塩原係長

まず、事務局からのお願いとして、アンケートを取りまとめる際に、設問の選択肢に番号をつけてほしい。

次に質問だが、職員駐車場の設問について、交流センター「かえで」の駐車場を記載しているが、東側の空き地のことか。もし、交流センターの駐車場となると利用者の駐車スペースを占めることになるが。

宮嶋委員

交流センターの周りの駐車場は、普段ほとんどが空いている。とくにお墓の前は空いているし、東側の商業スペースも、場合によっては利用可能だ。

2キロ以内は車を利用するなど言うのか、他の空いている駐車スペースを利用してほしいと言うのかは、行政側に任せればいい。アンケートでは「…など」の駐車場となっているので、この表現でいいのではないか。

山沖会長

私もその趣旨でよいと思う。どの場所と指定するわけではないので、空いているところを使ってもらえればよい。交流センターの東側と特定しているわけではない。

山崎委員

121万円40台であれば、1人当たり月2500円となるから、そんなに負担ではない。どうしても使いたいのであれば、利用料を払って、町民に対して行政側の姿勢を示すことが必要ではないか。

宮嶋委員

これは行革委員会で言わなくてもいいことかもしれないが、隣のあづみ病院は駐車場がなくて困っている。借りている駐車場はあづみ病院に渡すべきだ。

庁舎自体も昔はあづみ病院の病棟だった。将来的には、庁舎の土地も含めてあづみ病院に渡す、20年後は庁舎をどこか公共施設の空いたところに移すというような、長期的展望を町では持たなければいけない。地域医療の安定のために、あづみ病院を大きく充実してもらうことも住民に対する大切な施策だ。個人的にはその位の長期展望を持つべきだと思っている。

山崎委員

素晴らしい提案であり賛同する。あづみ病院は日頃からお世話になるところだし、今でも病院の駐車場を探すのに大変な状況だ。今借りている土地は返却して、他の場所に駐車するというようにシフトしていくのが望ましいと改めて感じる。

宮嶋委員

庁舎南側の池の付近も、昔はあづみ病院の病棟だった。池田町の町づくりを考えた場合に、医療を支えるあづみ病院がもっと充実することが、町民の安心につながる。その位の長期ビジョンを持ってほしいものだ。

別件だが、アンケート2ページ、②の2つめの選択肢に「イベント委託事業も含めた形で指定管理者制度を見直す」とあるが、指定管理とは施設の管理をする制度であり、町を盛り立てるイベント委託事業とは別物だ。

また、そのページの最下段に、ハーブセンターの施設使用料360万円が固定資産税相当額となっているが、そのような説明があったのか。それは違うのではないか。

3ページ目3行目に「収益事業により得られた利益については全額がてる坊市場に帰属」とあるが、水道料などは別として営業収益はそれぞれシャノワールや野のかおりに帰属している。てる坊市場は受け取っていない、この記述は事実と異なる。

次に、このアンケートを見たときに、答えづらいと思った。公共施設を順に議論してきたので、その順に並べて、最後に指定管理制度について意見があれば書いてもらうようにした方が答えやすい。初めから指定管理の制度に触れているので、何となく答えにくくなっている。

山沖会長

まちなかの賑わい拠点施設は、部屋ごとに用途が決まっているのではないのか。

宮嶋委員

2階にある3、4部屋の用途はレンタルだ。1階は喫茶コーナーや食堂があり、日替わりでやりたい人が来て営業している。賑わい社は、その管理をしながら独自に飲食を提供したり、酒を売ったりと独自事業もやっている。

山沖会長

イベントとして講習会を行っているとの説明があったが。

宮澤総務課長

以前は、講習会や各種イベントを定期的に行っていたが、コロナの影響もあって、だんだんやる内容もなくなり、今は定期的ではないが、年間2つ程度のイベントを行っている。町としては、施設の指定管理とイベントの委託とは分けて考えている。

山沖会長

ハープセンターの使用料 360 万円は固定資産税相当額という説明があって、そのようにメモをした記憶があるが。あとで確認してほしい。

なお、3ページの収益事業で得られた利益が全額てる坊市場に帰属するというのは、てる坊市場の事業についての記述のつもりだったので、修正したい。

全体を通して、指定管理制度や管理委託制度、および農地の問題が1つの焦点になっていたの、今回のアンケートではその点をまず取り上げた。施設毎だけでもいいのかもしれないが、その場合は、それについて何を書けばいいのかははっきりしなくなると思い、このような形にした。

宮嶋委員

最初に、指定管理について大上段に来ているものだから、他の設問もかえってそれに引きずられてしまう。単純に施設毎に聞き、最後に施設の管理には指定管理があるがこの問題点について書いてくれと総括的にまとめた方が答えやすいような気がするが。

山沖会長

施設には答申に上げる必要のあるものがどれだけあるのかということもあり、すべてを同じような扱いでダラダラと意見を求めても仕方ないと考えた。たとえば、てるてる坊主の館とか岡麓終焉の家、金の鈴会館について意見を求めても、答申に盛り込む内容があるとは

思えない。

宮嶋委員

アンケートについては、各施設について書いてもらうのはいい。あとは、集約でどのようなまとめをするのかというだけの問題だから、それは部会でまとめてもらって答申書にすればよい。

塩原係長

ハーブセンターの360万円についてだが、丸山係長は、ハーブセンターの価格は再調達価格（※）の1%という返事だった。

（※）再調達価格：損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額のこと。

宮嶋委員

その価格を決めたときには、私は現職でいたが、その意義づけでやったのではない。今はそれでやっているというのならそれでよいが、当初は町長の感覚で月30万円と決めた。

指定管理で受け取っている金額は、施設毎にまちまちだ。松川村は指定管理業者との契約を変えて、純利益の1割を村に納めてもらうとした。それがいいか悪いかは別として、町としてどうすべきかを検討してもらいたいということだ。

山崎委員

指定管理という大きな問題から入っているので、そこは改善してほしい。項目を並べて感想を聞くというように、もう少し簡素化したものでいいのではないか。

喫緊の問題ではないかもしれないが、本庁舎も将来的な大きな柱になる問題なので、提言としては出したいと思う。

山沖会長

もう少し問いの数を減らしてスリム化するというところでどうか。

あと、アンケートに限らず意見があればどうぞ。

丸山委員

交流センター東側の広場は、商業施設という当初の予定だった。町の将来的な活用方法、ビジョンはあるのか。

宮澤総務課長

以前は検討委員会があり、駐車場にするというのが答申だった。それから数年経ち、昨年

は、この広場で商工会や賑わい創造社が主体のイベントをやり盛況だったことがある。町としては、一部舗装をして駐車場とイベント広場とするか、買い手があれば売ること視野に入れることを考えている。

赤田委員

アンケート 3 の (6) その他の施設について、ここに先ほどの交流センター東の広場や、つるやの前の空き地についてのコメントを書くようにすればよいと思う。

個人的には、交流センター東側を商業用地にするという話が、いつの間にか駐車場にするという話になっている。しかし、これ以上駐車場があるのか。普通財産として処分できるなら処分すればいい。軽くなった方が借入れの返済ができる。この辺りを、理事者がどのように考えるのか。対応が受け身になっているような気がする。商業用地にすることで買ってあるのなら、理事者がその気で動いているのか。方針を定めて積極的に動くべきではないかと思う。

山沖会長

交流センター東側の土地は行政財産なのか、普通財産なのか。調べておいてほしい。

あと、まちなかの賑わい拠点施設だが、皆さんはこれをどのように考えているか。また、ハーブセンターてる坊市場の方は、あまり大きな問題はなさそうだが、ハーブガーデンについては皆さんどうお考えか。

赤田委員

ハーブガーデンは、全体を一体管理した方がすっきりする。いろいろ分かれていることが問題を複雑にしている。原点に戻って見直す必要がある。使用許可を出している農地については返却してもいいように思う。

賑わい拠点施設については、管理だけで2人雇っているが、実際には管理だけではなく営利事業をしているわけだから、この点もしっかり見直していかなければならない。町はこの場所をどのようにしたいのかが見えてこない。賑わい創造社がいつになったら独り立ち出来るのか、これまでのように必要以上に人件費を払っていくのか、大きな課題となっている。

山沖会長

賑わい拠点施設については、指定管理料を払っているが。

赤田委員

それが人件費だという説明だ。指定管理というのは、建物を管理することだから、そのために2人分の人件費を払う必要があるのかどうか。

朝、鍵を開けて、時間が来たら閉じるのが管理業務だとすれば、そこに350万円をかけて

2人を張り付ける必要があるのか。管理の仕事はほんの一部で、他はそれ以外の営業などの仕事をしているはずだ。その点が不透明になっている。

山沖会長

人件費として支払っているわけではなく、積算根拠を人件費にしているだけだ。

赤田委員

管理料は人件費相当額だという町の説明ではなかったのか。

山沖会長

積算根拠としてはそうだ。管理業者は公募しているのか。

宮澤総務課長

公募はしていない。

赤田委員

町の説明では、当初は100万幾らでスタートしたが、イベントの委託料から人件費を払っていたらまずいので、委託料を増やしたという説明があった。

管理だけをイメージすれば、朝、鍵を開け電気をつけて、終われば電気を消して鍵を閉めるということになるが、実際には収益に関わる部分もこの中に入っているような気がする。そこに不透明な感じを受ける。

山沖会長

2つの問題がある。1つは350万円の指定管理料が高すぎるのではないかという点。これが一番大きな問題だ。そうであるとすれば、指定管理料を引き下げるという話になる。

あと1つは、収益が上がって利益が出れば、令和3年度からは純利益の10～20%相当額を町に納付すると修正しているのだが、それでいいのかどうか。

特に意見がなければ、今日はこれくらいにして、このあと総務部会でアンケートについて話したい。最終的なアンケート案については第3総務部会に一任してほしい。それでよろしいか。

塩原係長

先ほどの、商業エリアが行政財産か普通財産かという点についてだが、「目的を持った普通財産」ということだ。商業エリア以降の話がまだ決まっていないので、現状は普通財産のままだ。

山沖会長

売却してもいいし、貸し付けてもいいということになるのか。

塩原係長

そうだ。

山沖会長

今日はとりあえずここまでとし、今後の日程について確認したい。

5. 今後のスケジュール

第28回委員会 9月7日（水）以降の日程について確認した。

第29回委員会 9月28日（水）

第30回委員会 10月13日（木）

第31回委員会 10月26日（水）

第32回委員会 11月10日（木）

第33回委員会 11月24日（木）

いずれも午後1時30分から。対面会議とオンライン会議を原則として交互に行うこととする。

6. その他

特記事項無し

7. 閉会（丸山副会長）